奈義町

内部情報系システム導入及び運用保守業務

に係る公募型プロポーザル実施要領

令和５年６月

奈義町情報企画課

本実施要領は、奈義町内部情報系システム導入及び運用保守業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により、公正かつ公平な方法で最良な事業者を選定するための方針及び手続について、必要な事項を定めたものである。

１ 業務の名称

奈義町内部情報系システム導入及び運用保守業務

※内部情報系システムとは次項（1）～（5）を指す。

２ 業務の目的

本町の内部情報系システムである、財務会計システムは当初の稼働から相当の年数が経過しており、新たな制度改正に対応できないことや、各システム間の連携が不十分で事務が非効率といった課題がある。今後、限られた経営資源を適正に配分していくことが持続可能な行財政運営に不可欠であり、そのためにシステム基盤を整備することが急務である。相互に連携したシステムを導入することで、事務の効率化だけでなく、今後の適正な行財政運営や人材マネジメント、内部統制に寄与する基盤の整備を図るため、次のシステムを導入する。導入にあたり、本プロポーザルにより、本町の運用に必要な機能を十分に備えた高品質のシステムを提供し、運用面においても信頼性の高い事業者を選定し本業務の目的達成を目指す。

1. 財務会計システム
2. 文書管理システム
3. 庶務事務システム
4. 電子決裁システム
5. グループウェア

３ 基本方針

本業務で導入するシステムの構築、移行、運用、保守を効率的かつ適正に行うため、次の方針を定め、事業者を選定する。

1. 本町が定めるシステム機能要件及び運用条件等に合致した提案を行い、その提案内容を忠実に履行できる事業者であること。
2. 他の自治体における内部情報系システムの導入構築、移行、運用、保守について豊富な経験と高度な専門知識を有する事業者であること。
3. 本町の運用において、十分な知識と経験を有する専門の人員による迅速かつ手厚いサポートを安定的に維持・提供できる事業者であること。
4. 提供するシステムは、電子決裁基盤によって、シームレスなデータ連携が可能であること。
5. 財務会計システムにおいては、現行システムからのデータ移行を遺漏なく円滑かつ確実に行え、データ真正性や運用上の整合性についてその精度が保証されていること。
6. 提供するシステムは、制度改正等に円滑に対応できるよう、システム改修に柔軟に対応できるシステム・運用体制であること。

４ 業務概要

1. 業務の仕様及び範囲

「奈義町内部情報系システム導入及び運用保守業務に係る基本仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

1. 契約期間

本業務の契約期間における主なスケジュールは以下のとおり。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 日程・期限等 | 備考 |
| 契約締結 | 令和5年7月中旬 |  |
| 構築・導入 | 契約締結日～令和6年3月 |  |
| 本稼働 | 令和6年4月～ | 財務会計の稼働は仕様書要参照 |
| 運用・保守 | 令和6年4月～令和11年3月 |  |

1. 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む）総 額 100,000千円

（5年間：令和6年4月～令和11年3月）

・構築運用保守を含めたサービス利用契約（5年間）の想定で提案すること。

※上記の金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。また、上限額を超える提案については、無効とする。

５ 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる事業者は、本提案募集の内容を十分に遂行できるものであり、実施要領の配付の日から提案書提出日までの期間で次に揚げる全ての要件を満たすものとする。なお、必要に応じて本町から確認書類の提出を求めることがある。

1. 奈義町の令和５・６年度入札参加資格有資格者名簿に登録されている者
2. 公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、奈義町の指名除外を受けていない者
3. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のほか、次の事項に該当しない者

ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者

イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

ウ 会社法施行前に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）

第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法

の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者

エ 納めるべき税金を滞納している者

1. 企業の情報セキュリティマネジメントシステムが、国際標準規格である

「ISO/IEC27001」に準拠していることを証明する ISMS 適合性評価制度の認定を受けている者、またはプライバシーマークの資格を有する者。

1. 本町と人口規模が同程度ある自治体において、２の（1）から（5）までのうち、 ４つ以上を統合したシステムの構築についての納入実績がある者

６ プロポーザルの実施スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 項 目 | 日 程 |
| 実施要領等の配布日 | 令和 5 年 6 月 7 日（水） |
| 参加表明書提出期限 | 令和 5 年 6 月 14 日（水）まで |
| 参加資格審査結果通知 | 令和 5 年 6 月 16 日（金）までにメールで通知 |
| 質問書の提出期限 | 令和 5 年 6 月 22 日（木）午後 5 時まで |
| 質問書に対する回答 | 令和 5 年 6 月 26 日（月）までに参加者全体に回答 |
| 企画提案書等の提出期限 | 令和 5 年 7 月 3 日（月）午後 5 時まで |
| 辞退届の提出期限 | 令和 5 年 7 月 3 日（月）午後 5 時まで |
| 一次審査結果の通知 | 令和 5 年 7 月 6 日（木）までに町ホームページで公開 |
| 二次審査 | 令和 5 年 7 月 6 日（木）から令和 5 年 7 月 7 日（金）までの間で調整のうえ別途通知する |
| 二次審査結果の通知 | 決定後速やかにメール等で通知 |

※日程については、応募状況、選定経過等により変更となることがある

７ 実施要領等の配付

1. 配布期間 令和 5 年 6 月 7 日（水）
2. 配布場所 奈義町公式ホームページへ掲示

８ 参加表明書の提出方法

1. 提 出 物

ア 参加表明書（様式１）※代表者印を押印したものイ 会社概要（パンフレット可）

ウ 導入実績調書（様式２）

1. 提 出 先：15の問い合わせ先
2. 受付期間：令和 5 年 6 月 7 日（水）から令和 5 年 6 月 14 日（水）
3. 提出方法：簡易書留郵便など、配達完了の確認が取れる方法による郵送で提出

すること。または、持参して提出することができることとし、この場合の受付

は、受付期間内の開庁日午前 8 時30 分から午後 5 時までとする。なお、郵便事故等について町はその責めを負わない。

1. 提出期限

郵送による提出は、令和 5 年 6 月 14 日（水）必着とする。ただし、受付期間内（最終日は午後 5 時まで）に代表者印を押印した参加表明書（様式１）PDF データを電子メールで送信することも可能とする。

1. 参加資格審査結果の通知

令和 5 年 6 月 16 日（金）までに参加表明者宛てに審査結果を電子メールにより通知する。

1. 辞退届の提出

参加表明書の提出後、都合により辞退を申し出る場合は、次のとおり書面により辞退届を提出すること。

ア 提出期限：令和 5 年 7 月 3 日（月）

イ 様 式：任意

ウ 提 出 先：15の問い合わせ先

９ 質問書の提出及び回答

本プロポーザルに関する質問については、次のとおり質問書（様式３）を提出すること。

なお、質問に対する回答は、本プロポーザルの参加資格を有する者がした質問にのみ回答する。

1. 提 出 先：15の問い合わせ先
2. 提出期間：令和 5 年 6 月 16 日（金）から令和 5 年 6 月 22 日（木）午後 5 時まで
3. 提出方法：質問書（様式３）に記入のうえ、電子メールで提出すること。

質問書に対する回答は、令和 5 年 6 月 26 日（月）までに参加資格を有する者全てに電子メール等により回答する。

1. その他

ア 提出期間後の質問及び質問書の様式によらない質問は受け付けない。

イ 審査事項に該当する質問や他の事業者若しくはその提案内容に関する質問等、審査に支障をきたす恐れのある質問については一切応じない。

ウ 質問書に対する回答は、本要領及び仕様書等の追加又は修正とみなす。

1. 企画提案書等の提出

参加表明書を提出し参加資格を有する事業者は、企画提案書等を次のとおり提出すること。

* 1. 提 出 物

ア 企画提案書 正本 1 部 副本 7 部

イ 機能要件確認書（別紙１） 正本 1 部 副本 7 部

ウ 見積書 正本 1 部※代表者印を押印したもの 副本 7 部

エ 上記３件を収録した媒体 CD－ROM 1 セット

なお、ファイル形式は Microsoft Word、Excel、PowerPoint、PDF（機能要件確認書については Excel 形式）のいずれかとすること。

※記載内容は、仕様書等を理解した上で企画提案書等作成要領に基づいて記載すること。

* 1. 提 出 先：15の問い合わせ先
	2. 提出方法

簡易書留郵便など、配達完了の確認が取れる方法による郵送で提出すること。

持参して提出することもできることとし、この場合の受付は、

受付期間内の開庁午前 8 時30 分から午後 5 時までとする。

なお、郵便事故等について町はその責めを負わない。

* 1. 提出期限

郵送による提出は、令和 5 年 7 月 3 日（月）必着とする。

持参による提出は、令和 5 年 7 月 3 日（月）午後 5 時までとする。

1. 審査、評価及び選定
	1. 一次審査

一次審査は書類審査とし、期日までに提出された企画提案書、機能要件書を提案内容評価要領に基づき評価し、評価点の高い上位 2 者を二次審査対象事業者として

選定する。また、企画提案書等の提出が 2 者を超えない場合は、すべての者の企画提案をもって二次審査を行う。

* 1. 二次審査（プレゼンテーション）ア 企画提案書の説明と質疑

・1者あたり 40 分（説明時間 30 分、質疑応答 10 分）以内とする。

・説明会場に入室できる事業者の人数は、5 名までとする。

・説明は、企画提案書に基づいて行うこと。企画提案書を抜粋した パワーポイント等をスクリーンに投影することは認めるが、追加資料の配付は認めない。

・スクリーンは当町が用意する。プロジェクター、パソコン及びその他必要な機器等は事業者が用意すること。接続端子はHDMIとする。

イ 業務担当部署向け説明（デモンストレーション）について

・当説明は奈義町からの要望に応じて行うものとする。（不要な場合実施しない）

・実施時間は、60 分以内とする。

・デモンストレーション実施に必要な機器は事業者が用意すること。なお、当町が指定した時間以前の会場準備は認めない。

・導入を前提としたシステムで実施し、最新の内容が反映されたシステムで行うものとする。なお、実施するシステムについては財務会計、文書管理、庶務事務、電子決裁、グループウェアのうち、奈義町からの要望に応じて実施する。

* 1. 受注候補者の選定

一次審査及び二次審査の評価結果に基づき、最も高い評価を得た事業者を受注候補者として選定する。なお、合計点の最も高い者が2者以上いる時は、企画提案書の評価点が高い提案者を上位とする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 一次審査 | 二次審査 | 合計 |
| 企画提案書の評価 | 450点 | ※450点 | 450点 |
| 機能要件書の評価 | 200点 |  | 200点 |
| プレゼン・デモの評価 | - | 270点 | 270点 |
| 見積書の評価 | - | 80点 | 80点 |
| 合計点 | 650点 | 800点 | 1,000点 |

※一次審査で評価した企画提案者の評価点は、二次審査のプレゼンテーション実施後に再評価する。

1. 契約に関する特記事項
	1. 企画提案書等の取扱い

契約の相手方となった者は、提出した提案書の内容を全て履行すること。

* 1. 契約締結協議

町は受注候補者と契約内容の協議を行い、仕様書を確定した上で、見積書を徴取し随意契約の方法により契約を締結する。なお、この協議に参加した事業者が辞退した場合は、次点候補者と協議を行う。

* 1. その他

契約についての詳細な手続は、法令及び本町の規則等の定めるところにより、別途指示する。

1. 失格条項等

本プロポーザルの参加者が次の事項のいずれかに該当した場合には審査の上、当該参加者の提案を失格とする。

* 1. 企画提案書等の提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
	2. 企画提案書等の提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
	3. 企画提案書等の提出書類に重大な虚偽の内容が記載されている場合
	4. 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当した場合
	5. 本要領に定められた以外の手法により、本町職員に評価項目等、内部情報提供の援助を求めたとき
	6. 提案書等の提出期限以降において、奈義町競争入札参加資格者指名停止の措置を受けた場合
	7. 本要領に違反又は逸脱した場合
	8. 二次審査に正当な理由なしに参加しなかった場合
1. その他
	1. 事業者は、一つの提案のみを行うこと。
	2. 提出された書類は、返却しない。
	3. 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。
	4. 本業務の提案に要する一切の経費は、事業者の負担とする。
	5. 本町から、必要に応じて当該業務の遂行に関する書類の提出を求められた場合は、事業者は速やかに応じること。
	6. スケジュールに変更がある場合には、その都度、提案事業者へ通知する。
	7. 次のいずれかに該当する提案は、無効とする。

ア 本実施要領に示した参加資格要件に適合しない事業者が行った提案イ 提出書類等に虚偽の記載がある提案

ウ その他本実施要領で示した内容に適合しない提案

* 1. 提案事業者が１事業者の場合は、規定の審査を経た上で協議により受注候補者とするか決定する。
1. 問い合わせ先

〒７０８－１３９２ 岡山県勝田郡奈義町豊沢３０６－１

奈義町情報企画課 担当：植月、花房

電話：０８６８－３６－４１２６（直通）

電子メール：kikaku@town.nagi.lg.jp